

お得な「**集団扱自動車保険制度**」のご案内

◆「**集団扱**」とは…保険料の払込方法のひとつであり、鹿児島県医師協同組合が保険料を引き去りし、保険会社へ支払う方式です。

制度ご利用については
保険契約締結時に、担当代理店へ
保険料の支払いは鹿児島県医師協
同組合の**集団扱**で！
とお伝えください。



集団扱でこんなメリットが！

◆ 個別で契約されるより約5%おトク！

⇒**集団扱年一括払**による割引
月払のご契約では、約5%の分割割増が
かかりません。

◆ 現在の担当代理店を変える必要がありません

⇒引き続きサポートいたします！

◆ 保険料のお支払いは口座引去

⇒保険始期月の2か月後にご指定の口座から引き
去ります。ただし、鹿児島銀行、南日本銀行、
医師信用組合に限ります。

◆ 無事故による割引(等級)の継承OK！

⇒他の保険会社やJA共済等からのノンフリートは
継承されます。ただし、一部の共済を除きます。

問い合わせ先



Kagoshima Doctor Cooperative Association

鹿児島県医師協同組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8-1

TEL 099-254-8126

(受付時間:平日 午前9時~午後6時)

引受保険会社

- 損害保険ジャパン株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社

ご契約いただける方

- ① 鹿児島県医師協同組合の組合員および
組合員医療機関に従事する従業員
- ② 鹿児島県勤務医師生活協同組合の組合員

● この制度を利用される際は、自動車保険を契約する代理店に
お申し出ください。

● 集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および
被保険者が保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。

● このチラシは、集団扱自動車保険の概要を説明したものです。
集団扱の対象となる方の範囲や集団扱特約失効時の取扱い、こ
不明な点等、詳しい内容につきましては、鹿児島県医師協同組
合までお問い合わせください。

● ご契約の際は必ずパンフレット、「ご契約のしおり(約款)
「重要事項等説明書」などをご確認ください。